

平成29年度から後期高齢者医療制度の 保険料軽減制度が改正されます。

平成29年度以降、保険料の軽減措置は以下のとおり改正されます。

1 均等割額軽減措置の所得基準の拡大

平成29年度から、均等割額の5割軽減と2割軽減における所得基準が拡大されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
5割軽減	33万円（基礎控除額）＋（ 27万 ×被保険者数）以下 ※改正前 26.5万円
2割軽減	33万円（基礎控除額）＋（ 49万 ×被保険者数）以下 ※改正前 48万円

2 所得割額の軽減措置の改正

所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の軽減措置は平成29年度に2割軽減、平成30年度に軽減なしとなります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし

※平成29年度までは特例的な軽減措置であり、平成30年度以降が法令上の本則です。

3 被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の軽減措置の改正

制度加入の前日に、被用者保険等の被扶養者であった方は、均等割額は平成29年度7割軽減、平成30年度5割軽減、平成31年度以降は資格取得後2年間は5割軽減（3年目以降は軽減なし）となります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間5割軽減 （3年目以降軽減なし）

※平成30年度までは特例的な軽減措置であり、平成31年度以降が法令上の本則です。なお、この軽減措置の対象でなくなっても所得の低い方で均等割額の9割・8.5割の軽減対象となる方はそちらの軽減措置が適用されます。